

フルアジナムに関する御意見		
番号	御意見	回答
1	<p>【意見】</p> <p>>農薬フルアジナム</p> <p>思うのであるが、「その他の野菜（ずいき及びれんこんを除く。）」のような記述について、きく科やせり科やあかざ科の野菜は入っているのであるか？</p> <p>であるとすると、大雑把過ぎないであろうか？</p> <p>思うのであるが、農林水産省、厚生労働省、消費者庁、環境省、内閣府等は、野菜・果実について、野菜として代表的・一般的となるようなものを含む科について、それなりに需要の多い野菜を含む科を選定し、全ての農薬について基準値を明示的（※記載なし=0.01ppmを含む）に提示すべきではないか。</p> <p>はっきり言うと、キク科やセリ科やナデシコ目（アカザ科とツルムラサキ科があるので目で書くが。）についての科ごとの個別の記載の無いような基準表など、出来が悪いものであるように思われる。</p> <p>アブラナ科、ウリ科、キク科、セリ科、ナス科、ナデシコ目、マメ科、ユリ科（※キジカクシ科等の近縁の科を含む）、ヒガンバナ科（ネギ属ばかりであろうが）、加えてキノコ類、くらいのものについて、全て、明示的に、個々値の記述を行うべきと考える。（そして、それら以外の野菜について、「その他の野菜」として扱う事にするのは可と考える。漏れはあるが、かなり広範に一般的に用いられる野菜をカバーしているであろう。）</p> <p>その方が便利であるし（育てる作物についての科であるのかは分かっている事が多いのではないかと思われるが、明示的に該当する科があると分かりやすいであろう。また、明示的に記載がある事は、その科の植物について想起させるものであり、市民・学識者よっての考慮や意見の活発化にも有用な影響がある</p>	<p>【回答】</p> <p>御指摘の「その他の野菜（ずいき及びれんこんを除く。）」に対する農薬フルアジナムの残留基準については、国内の使用方法を踏まえて実施された作物残留試験結果から、基準値を設定しています。この残留基準値は、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果等に基づき、国民の健康に悪影響が生じないように設定しています。</p> <p>また、残留基準の設定における食品分類及び代表作物等の考え方については、令和6年6月25日付け食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」（別添6）を御参照ください。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/council/fssc/pesticide/meeting_materials/assets/fssc_cms207_241106_01.pdf</p> <p>なお、御指摘のきく科、せり科及びあかざ科の野菜につきましては、個別（例えば、きく科はごぼうやレタス（サラダ菜及びちしゃを含む。））に基準値を設定しています。</p> <p>残留基準を設定する食品は、「農産物等の食品分類表」としてお示した食品分類に基づいておりますので、詳細については、以下を御参照ください。</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/pesticide_residues/assets/0000159254.pdf</p>

であろう。)、科ごととなるような、より適切な値の設定が行われる事が期待出来る。

策定する際の手間もそこまで増えるわけではないのではないかと思われるのであるが、国（農林水産省、厚生労働省、消費者庁、環境省等）には、10 から 15 科程度の植物の科を、この様な農薬の基準値についての対応表において、基本的に必ず記載するようにしていただきたいと考える。

そして、農薬フルアジナムの基準値についての意見を行うと、「その他の野菜（ずいき及びれんこんを除く。）」の基準値が不適切に大きいのではないかと考える。

記載されている他の野菜が 0.05ppm といった値であるところ、記載が無いものについて 5ppm というのはいかにも不適切ではないかと思われる。（せめて科ごとの記述であれば、（根菜と葉野菜でかなりの違いはあるものの）似た傾向はかなりあるのでより適切な値の定めになるのではないかとと思われるのであるが、その他のキク科やセリ科やマメ科等の植物についてまとめて 5ppm というのはちょっと不適切ではないのか。）

あまりに酷い加減な規制になっているのではないかとと思われるのであるが、そのような事態についても、毎回必須项目的に一定の科ごとの記述がなされる事でかなりの所まで回避が可能と思われるので、今後、そのようにしていただきたい（農林水産省、厚生労働省、内閣府等と協議して、毎回必須的に記述を行うような科等について定め、毎回必須的に記述を行うようにしていただきたい。）。

意見は以上である。

全般に係る御意見		
番号	御意見	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>反対します。増加はもちろん反対。下げるより、農薬自体やめたら良いと思います。アレルギーを発症する人間が増えている中、薬害でそうなっているとしか思えません。微量で人体に影響はないとしていますが、持続的にそれらを接種して、影響がないとは断言出来ないはずです。無駄な政策はやめ、日本の土地を綺麗にする、国民の健康を考える政策を検討してください。</p>	<p>【回答1】及び【回答2】</p> <p>農薬については、農薬取締法に基づき、農林水産省及び環境省により、農業者への健康影響、水質や水生生物などへの影響、周辺農作物や有用生物への影響、農薬が残留した農産物を食べた消費者への健康影響、病虫害防除の効果など、安全性、有効性等が考慮され、国内での使用が認められるものです。</p> <p>また、残留基準については、農薬を定められた使用方法で使用した際の残留濃度等に基づき、農薬が残留する食品を長期間にわたり摂取した場合や、農薬が残留する食品を短期間に大量に摂取した場合であっても、健康に悪影響を生じるおそれがないよう設定しています。</p>
2	<p>【意見2】</p> <p>ごく単純に基準値が引き上げられる意味が解りません。</p> <p>農薬残留は元より農薬の使用に制限を掛けることは地下水などへの影響を減らすことにも繋がります。</p> <p>日本は世界でも稀なかつてもそしてこれからはなお一層重要な資源となる良質の生で飲める水が豊富な土地です。</p> <p>その資源をあたら悪化させる怖れの高い薬を撒くという行為にはこれからは厳重な取り扱いが必要です。</p>	
3	<p>【意見3】</p> <p>改正して残留基準を下げても、残留基準という言葉があることがおかしい。無農薬自然栽培で作物をつくるべきであり、残留という言葉が異常である環境を望む。アメリカでは無農薬無添加食品が当たり前だが、日本は恐ろしいほどの種類の農薬を使うことをアメリカから指示されていることは知っている。改正改正と綺麗事で仕事してますアピールはもう要らない。真剣に取り組むべき。</p>	<p>【回答3】</p> <p>農薬の使用可否及び残留基準の設定については、【回答1】及び【回答2】を御覧ください。</p> <p>食品中の農薬の残留基準値は、農薬を定められた使用方法で使用した際の残留濃度等に基づき設定しており、これは国際的にも共通の考え方です。農薬の使用の可否や使用方法は、各国において、その国の気候・病虫害の発生状況・栽培実態を踏まえてそれぞれで定められていることから、それに基づき定められ</p>

		<p>る残留基準値も国ごとに異なります。</p> <p>消費者庁としては、科学的知見に基づいて適正に残留基準の設定を行っていくことで、国民の健康や食品の安全を確保しています。</p>
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------

※上記のほか、今回の意見募集に直接関係しない御意見を1件頂きました。